

○ ○ ○ ○ ○
船舶機関規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文
船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）
船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）
船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

目次
第一章～第八章 (略)

第九章	低引火点燃料船の機関 (第百条の二・第百条の三)
第十章	雜則 (第一百一条～第一百二条)
附則	

(油タンクの附属装置)

第七十条 貨物油タンク以外の油タンク（二重底を用いる油タンクを除く。）は、次に掲げる基準に適合する吸引元弁又はコックを備え付けてるものでなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる場合を除き、吸引元弁又はコックを遠隔操作により閉鎖することができる装置を備え付けたものであること。

イ 吸引元弁又はコックを備え付けた箇所が軸路、管通路その他の通常人の立ち入らない区画室内にあり、かつ、油を吸引する管の当該区画室外の箇所に止め弁又はコック（当該止め弁又はコックを備え付けた箇所が機関区域（船舶防火構造規則第二条第二十一号の機関区域をいう。次条第二項、第九十六条第五号、第九十九条第一項及び第一百条の三第四号において同じ。）内であるときは、遠隔操作により閉鎖することができる装置を備え付けた止め弁又はコック）を備え付けてある場合

ロ・ハ (略)
255 (略)

(適用)

第八十一条 この節の規定は、タンカー（その貨物艤装がばら積みの引火

現 行

目次
第一章～第八章 (略)

第九章	低引火点燃料船の機関 (第百条の二・第百条の三)
第十章	雜則 (第一百一条～第一百二条)
附則	

(油タンクの附属装置)

第七十条 貨物油タンク以外の油タンク（二重底を用いる油タンクを除く。）は、次に掲げる基準に適合する吸引元弁又はコックを備え付けてるものでなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる場合を除き、吸引元弁又はコックを遠隔操作により閉鎖することができる装置を備え付けたものであること。

イ 吸引元弁又はコックを備え付けた箇所が軸路、管通路その他の通常人の立ち入らない区画室内にあり、かつ、油を吸引する管の当該区画室外の箇所に止め弁又はコック（当該止め弁又はコックを備え付けた箇所が機関区域（船舶防火構造規則第二条第二十一号の機関区域をいう。次条第二項、第九十六条第五号、第九十九条第一項において同じ。）内であるときは、遠隔操作により閉鎖することができる装置を備え付けた止め弁又はコック）を備え付けてある場合

ロ・ハ (略)
255 (略)

(適用)

第八十一条 この節の規定は、タンカー（その貨物艤装がばら積みの引火

性を有する液体貨物（以下この節において「貨物」という。）の輸送のための構造を有する船舶（危険物船舶運送及び貯蔵規則第百四十二条の液化ガスばら積船（第百条の二において「液化ガスばら積船」という。）に該当する船舶及び同令第二百五十七条の液体化学薬品ばら積船（同令第二百五十七条の二に規定する船舶を除く。）に該当する船舶を除く。）をいう。）に適用する。

第九章 低引火点燃料船の機関

（適用範囲）

第百条の二 この章の規定は、引火点が摄氏六十度以下の燃料（以下「低引火点燃料」という。）を使用する船舶（貨物を燃料として使用する液化ガスばら積船を除く。以下「低引火点燃料船」という。）に適用する。

（低引火点燃料船）

第百条の三 低引火点燃料船は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 低引火点燃料による危険性を最小限度にとどめるため管海官庁が必要と認める基準に適合する通風装置、計測装置（温度計測装置その他の機関の状態を計測する装置をいう。）、制御装置及び安全装置（警報装置その他の機間に異常が生じた場合に作動する装置をいう。次号及び第三号において同じ。）を備え付けたものであること。
- 二 安全装置に故障を生じた場合又は低引火点燃料が漏えいした場合においても、機関の損傷又は当該機関の取扱者に対する危険を生じないよう適切な措置が講じられたものであること。
- 三 船舶の推進に關係のある機関は、安全装置が作動した場合においても船舶の推進力を保持し、又は速やかに回復する措置が講じられたものであること。
- 四 機関区域（低引火点燃料を使用する内燃機関のある区域その他の

性を有する液体貨物（以下この節において「貨物」という。）の輸送のための構造を有する船舶（危険物船舶運送及び貯蔵規則第百四十二条の液化ガスばら積船に該当する船舶及び同令第二百五十七条の液体化学薬品ばら積船（同令第二百五十七条の二に規定する船舶を除く。）に該当する船舶を除く。）をいう。）に適用する。

（新設）

低引火点燃料が漏えいするおそれのあるものに限る。) 及び燃料タンクを設ける場所内において火災又は爆発が発生した場合においても船舶の堪航性及び人命の安全の保持に支障を及ぼすことのないよう適当な措置が講じられたものであること。

五| 危険場所(低引火点燃料が漏えいし、又は蓄積するおそれのある場所をいう。次号において同じ。)は、爆発及び火災の危険性を考慮してできる限り少なくなるように配置したものであること。

六| 危険場所に備え付ける設備が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ| 船舶の航行のために必要最小限のものであること。

ロ| 管海官庁が適当と認める爆発防止のための措置が講じられていること。

七| 低引火点燃料を使用する補機及び管装置は、いかなる使用状態においても低引火点燃料が漏えいしない構造のものであること。

八| 低引火点燃料船の機関に関する基準に適合していることを明らかにする書面を船内に備え置いたものであること。

九| 前各号に定めるもののほか、低引火点燃料の性状を考慮して、船舶の航行の安全を保持し、又はその機関の損傷を防止するために管海官庁が必要と認めて指示する措置が講じられたものであること。

第十章 (略)

第九章

(略)

○ 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一編～第三編 (略)

第四編 常用危険物

第一章 常用危険物の貯蔵（第三百八十八条・第三百八十九条）

第二章 低引火点燃料船の作業要件（第三百八十九条の二～第三百八十九条の十二）

第三章 摂氏四三度以下の油（第三百九十条）

第五編・第六編 (略)

附則

目次

第一編～第三編 (略)

第四編 常用危険物（第三百八十八条～第三百九十条）

(新設)

(新設)

(新設)

第五編・第六編 (略)

附則

(タンクの構造)

第三百三十九条 (略)

2 タンクの溶接は、船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）に定める圧力容器に関する規定に適合しなければならない。

3・4 (略)

(タンクの構造)

第三百三十九条 (略)

2 タンクの溶接は、船舶機関規則に定める圧力容器に関する規定に適合しなければならない。

3・4 (略)

第四編 常用危険物

第一章 常用危険物の貯蔵

(容器、包装等)

第三百八十八条 (略)

第四編 常用危険物

(新設)

(容器、包装等)

第三百八十八条 (略)

(適用)

第二章 低引火点燃料船の作業要件

第三百八十九条の二 この章の規定は、低引火点燃料船（船舶機関規則第一百条の二に規定する低引火点燃料船をいう。第三百九十条において同じ。）であつて、メタン及び高濃度のメタンを含有する天然ガスを

(新設)

燃料として使用する船舶に適用する。

(燃料タンク等の環境制御)

第三百八十九条の三 イナート・ガスにより燃料タンク及び燃料配管内のガスを置換した後でなければ乾燥した空気により燃料タンク及び燃料配管内のガスを置換してはならない。

第三百八十九条の四 二次防壁(燃料を貯蔵するために二の防壁を設ける場合の外側の防壁をいう。次項において同じ。)が設けられている燃料タンクに燃料を貯蔵する場合は、当該燃料タンクに係る船倉区域(燃料タンクが設けられている区域であつて、船体構造部材により閉囲されているものをいう。次項において同じ。)及び防壁間区域を乾燥したイナート・ガスによりその状態を不活性なものとしなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 二次防壁が設けられていない燃料タンクであつて冷却装置を備え付けるものに燃料を貯蔵する場合は、当該燃料タンクの船倉区域を乾燥した空気により環境制御しなければならない。

(燃料タンクの圧力逃し弁)

第三百八十九条の五 異常な事態が生じた場合において、燃料タンクの圧力逃し弁と当該タンクとの間の空気管の流路を遮断するときは、次に掲げるところによらなければならない。

一 船長の監督の下に、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長又は船級協会が適当と認める操作手引書に記載されている手順に従つて行うこと。

二 当該圧力逃し弁に当該流路が遮断されている旨の表示をすること。

(燃料供給装置)

第三百八十九条の六 燃料供給管の自動弁が作動したことにより燃料の供給が遮断された場合は、次に掲げるところによらなければならぬ。

一 燃料の供給が停止している旨を燃料供給管の自動弁の操作場所及

(新設)

(新設)

(新設)

び機関室内的見えやすい場所（燃料の漏えいにより自動弁が作動した場合に限る。）に表示しておくこと。

- 二 燃料供給管の自動弁が作動した原因を除去するまで燃料の供給を再開しないこと。

（燃料補給管）

第三百八十九条の七 燃料補給管は、燃料の補給に使用する場合を除き、新鮮な空気により置換された状態に維持しなければならない。ただし、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、この限りでない。

（燃料の補給）

第三百八十九条の八 船長又はその職務を代行する者（以下この章において「船長等」という。）は、燃料の補給を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。

一 燃料の補給前に、燃料の補給に関する責任者（以下この章において「燃料補給責任者」という。）との間において、作業の手順及び安全の確保に関する事項を確認すること。

二 燃料の補給前に、作業の安全を確保するために必要な設備を確認し、その結果を記録すること。

三 燃料の補給を行う場所の付近における火災を防止するため、火災に関する注意事項を掲示すること。

四 必要のない者の燃料補給用のマニホールド付近への立入りを禁止すること。

五 燃料補給用のマニホールド付近において作業に従事する者に、必要な保護具を使用させること。

六 船長等と燃料補給責任者との間で常に通信できる状態を保持すること。

七 燃料の補給後に、燃料補給責任者から燃料の補給に関する証明書の交付を受けること。

（可搬式タンクによる燃料の補給）

第三百八十九条の九 前条（第四号及び第五号を除く。）の規定による

（新設）

（新設）

ほか、船積み及び陸揚げをすることができるタンクによる燃料の補給について、船長等は、当該タンクの移動、転倒、損傷等が生じないようするため、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長の指示に従わなければならない。

(ボンディング方法)

第三百八十九条の十 燃料の補給を行う場合は、燃料補給管と燃料補給責任者が提供する設備との連結に絶縁フランジ又は非導電性ホースを使用しなければならない。ただし、燃料補給管と燃料補給責任者が提供する設備とを電気的に連続する場合は、この限りでない。

(持込みの制限)

第三百八十九条の十一 燃料が漏えいし、又は蓄積するおそれのある密閉区画に立ち入る場合は、当該密閉区画内が新鮮な空気により置換されており、かつ、その状態が維持されている場合を除き、発火の原因となるものを持ち込んではならない。

(高熱作業)

第三百八十九条の十二 燃料タンク、燃料配管及びこれらに関連する防熱装置の付近で高熱作業を行う場合は、当該作業の危険性を考慮して防火の措置を講じ、かつ、爆発又は火災のおそれがないことについて船長等が確認した後でなければ当該作業をしてはならない。

第三章 摂氏四三度以下の油

(摂氏四三度以下の油)

第三百九十条 引火点が摂氏四三度以下の油は、国際航海に従事する旅客船の機関の燃料に使用してはならない。ただし、当該旅客船が低引火点燃料船である場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(摂氏四三度以下の油)

第三百九十条 引火点が摂氏四三度以下の油は、国際航海に従事する旅客船の機関の燃料に使用してはならない。

第三百九十条 引火点が摂氏四三度以下の油は、国際航海に従事する旅客船の機関の燃料に使用してはならない。

改 正 案

現 行

（機関区域無人化船等の消防設備）

第六十九条の二 機関区域無人化船（船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第九十五条の機関区域無人化船をいう。以下この条において同じ。）並びに機関区域において一人の船員のみが当直を行う第三種船等の消火ポンプの一は、船橋及び火災制御場所において始動できるものでなければならない。ただし、管海官庁が機関区域内の機関の配置等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 (略)

（機関区域無人化船等の消防設備）

第六十九条の二 機関区域無人化船（船舶機関規則第九十五条の機関区域無人化船をいう。以下この条において同じ。）並びに機関区域において一人の船員のみが当直を行う第三種船等の消火ポンプの一は、船橋及び火災制御場所において始動できるものでなければならない。ただし、管海官庁が機関区域内の機関の配置等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 (略)

（新設）

第六十九条の三 低引火点燃料船（船舶機関規則第百条の二に規定する低引火点燃料船をいう。以下この条において同じ。）には、低引火点燃料（同条に規定する低引火点燃料をいう。）を使用する機関のある場所に、管海官庁が適当と認める固定式のガス検知装置を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が機関区域内の機関の配置等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定によるほか、低引火点燃料船の火災の危険性を考慮して管海官庁が必要と認める場合には、管海官庁が適当と認める追加の消防設備を備え付けなければならない。

○ 塗上に記入の入港の放任のための圖鑑を密接に並んで置かる細令 (昭和四十一年四月一日施行)

(密接の部分は改用部分)

略 用 紙	略 用
第1号様式 (第2条関係) (略)	第1号様式 (第2条関係) (略)
番号 第 号 Certificate No. 旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE	番号 第 号 Certificate No. 旅客船安全証書 PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE
該当する日付を全て記入すること。 All applicable dates shall be completed.	該当する日付をすべて記入すること。 All applicable dates shall be completed.
(略)	(略)
2.2 この船舶が上記の <u>条約第II-1章G部</u> に適合し、燃料として を用いている/適合していないこと。 the ship complied with part G of chapter II-1 of the Con vention using as fuel/N.A.	2.2 この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の 条約に定める要件を満たしていること。 the ship complied with the requirements of the Conventio n as regards structural fire protection, fire safety sys tems and appliances and fire control plans;
2.3 この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の 条約に定める要件を満たしていること。 the ship complied with the requirements of the Conventio n as regards structural fire protection, fire safety sys tems and appliances and fire control plans; 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の儀装品が、上 記の条約に定める要件に従って備えられていること。 the life-saving appliances and the equipment of the life	2.3 この船舶が防火構造、消防設備及び火災制御図について上記の 条約に定める要件を満たしていること。 the ship complied with the requirements of the Conventio n as regards structural fire protection, fire safety sys tems and appliances and fire control plans; 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の儀装品が、上 記の条約に定める要件に従って備えられていること。 the life-saving appliances and the equipment of the life

		boats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;
<u>2.5</u>	<u>この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従つて備えていること。</u>	<u>the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention;</u>
<u>2.6</u>	<u>この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。</u>	<u>the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;</u>
<u>2.7</u>	<u>救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。</u>	<u>the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;</u>
<u>2.8</u>	<u>この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。</u>	<u>the ship complied with the requirements of the Convention as regards navigation equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;</u>
<u>2.9</u>	<u>この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。</u>	<u>the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals, in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;</u>
<u>2.4</u>	<u>この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の条約に定める要件に従つて備えていること。</u>	<u>the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention;</u>
<u>2.5</u>	<u>この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。</u>	<u>the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;</u>
<u>2.6</u>	<u>この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。</u>	<u>the ship complied with the requirements of the Convention as regards navigation equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;</u>
<u>2.7</u>	<u>この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。</u>	<u>the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals, in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force</u>

2.10

他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の關係規定に適合していること。

in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

2.11

この船舶が上記の条約第II-1章第55規則／第II-2章第17規則／第III章第38規則に従つて代替設計及び配置をしている／していないこと。

the ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-1/55/I-2/17/III/38 of the Convention;

2.12
機関及び電気設備／防火／救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附屬されていないこと。

a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

(略)

この記録が全ての点において正しいことを證明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

(略)

2.9

他のすべての事項について、この船舶が上記の条約の關係規定に適合していること。

in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

2.10

この船舶が上記の条約第II-1章第55規則／第II-2章第17規則／第III章第38規則に従つて代替設計及び配置をしている／していないこと。

the ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-1/55/I-2/17/III/38 of the Convention;

2.11
機関及び電気設備／防火／救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附屬されていないこと。

a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

(略)

この記録がすべての点において正しいことを證明する。

THIS IS TO CERTIFY that this Record is correct in all respects

(略)

第2号様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No.

第2号様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No.

CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

(略)

該当する日付を全て記入すること。
All applicable dates shall be completed.

(略)

2 檜査の結果、次のことが明らかになったこと。
That the survey showed that:

.1 上記の条約第I章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第II-1章及び第II-2章の関係規定（消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。）に適合していること。

the condition of the structure, machinery and equipment as defined in the above regulation was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapters II-1 and II-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans); and

.2 この船舶が上記の条約第II-1章G部に適合し、燃料として-----を用いている／適合していないこと。
the ship complied with part G of chapter II-1 of the Convention using ----- as fuel/N.A.

(略)

CARGO SHIP SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE

(略)

該当する日付をすべて記入すること。
All applicable dates shall be completed.

(略)

2 檜査の結果、上記の条約第I章第10規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びにこの船舶が同条約第II-1章及び第II-2章の関係規定（消防設備及び火災制御図に関する規定を除く。）に適合していることが明らかとなつたこと。
That the survey showed that the condition of the structure, machinery and equipment as defined in the above regulation was satisfactory and the ship complied with the relevant requirements of chapters II-1 and II-2 of the Convention (other than those relating to fire safety systems and appliances and fire control plans).

第五号様式（第2条関係）

第五号様式（第2条関係）

番号 第 号
Certificate No.

番号 第 号
Certificate No.

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)

(略)

この船舶が上記の条約第II-1章G部に適合し、燃料として

を用いている／適合していないこと。

the ship complied with part G of chapter II-1 of the Convention using _____ as fuel/N.A.

最近の二回の船底の外部の検査が _____ 及び _____ に行わ

(日) (日)

れたこと。

the last two inspections of the outside of the ship's bottom took place on _____ and _____

(dates)

この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;

救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の儀装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。

the life-saving appliances and the equipment of the life boats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;

この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設

2.5

2.3

この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;

(dates)

救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の儀装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。

the life-saving appliances and the equipment of the life boats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;

この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設

2.5

2.4

この船舶が消防設備及び火災制御図について上記の条約に定める要件を満たしていること。

the ship complied with the requirements of the Convention as regards fire safety systems and appliances and fire control plans;

(dates)

救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の儀装品が上記の条約に定める要件に従って備えられていること。

the life-saving appliances and the equipment of the life boats, liferafts and rescue boats were provided in accordance with the requirements of the Convention;

この船舶が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設

2.5

備を上記の条約に定める要件に従つて備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention;

この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;

救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;

この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。

the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;

この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。

the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;

他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。

in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

備を上記の条約に定める要件に従つて備えていること。

the ship was provided with a line-throwing appliance and radio installations used in life-saving appliances in accordance with the requirements of the Convention;

この船舶が無線設備について上記の条約に定める要件を満たしていること。

the ship complied with the requirements of the Convention as regards radio installations;

救命設備において使用する無線設備の機能が上記の条約に定める要件を満たしていること。

the functioning of the radio installations used in life-saving appliances complied with the requirements of the Convention;

この船舶が船舶に備える航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の条約に定める要件を満たしていること。

the ship complied with the requirements of the Convention as regards shipborne navigational equipment, means of embarkation for pilots and nautical publications;

この船舶が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の条約及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に従つて備えていること。

the ship was provided with lights, shapes, means of making sound signals and distress signals in accordance with the requirements of the Convention and the International

Regulations for Preventing Collisions at Sea in force;他の全ての事項について、この船舶が上記の条約の関係規定に適合していること。

in all other respects the ship complied with the relevant requirements of the Convention;

2.12

この船舶が上記の条約第II-1章第55規則／第II-2章第17規則／第III章第38規則に従って代替設計及び配置をしている／していないこと。

the ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-1/55/I
I-2/17/III/38 of the Convention;

2.13 機関及び電気設備／防水／救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附属されていないこと。

a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

2.11

この船舶が上記の条約第II-1章第55規則／第II-2章第17規則／第III章第38規則に従って代替設計及び配置をしている／していないこと。

the ship was/was not subjected to an alternative design and arrangements in pursuance of regulation(s) II-1/55/I
I-2/17/III/38 of the Convention;

2.12 機関及び電気設備／防水／救命設備のための代替設計及び配置の承認文書が、この証書に附属されている／附属されていないこと。

a Document of approval of alternative design and arrangements for machinery and electrical installations/fire protection/life-saving appliances and arrangements is/is not appended to this Certificate.

(略)

○ 船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（機関区域の防火措置）

第五十一条（略）

253（略）

4 前三項の規定によるほか、機関区域無人化船（船舶機関規則第九十五条の機関区域無人化船をいう。）又は低引火点燃料船（同令第一百条の二に規定する低引火点燃料船をいう。）の機関区域には、当該区域の火災の危険性を考慮して管海官庁が必要と認める場合には、管海官庁が適当と認める防火措置を講じなければならない。

（機関区域の防火措置）

第五十一条（略）

253（略）

4 前三項の規定によるほか、機関区域無人化船（船舶機関規則第九十五条の機関区域無人化船をいう。）の機関区域には、当該区域の火災の危険性を考慮して管海官庁が必要と認める場合には、管海官庁が適当と認める防火措置を講じなければならない。

